

令和元年度
米子市教育委員会
会計年度任用短時間勤務職員
採用試験
受験案内

米子市立図書館職員

令和2年1月31日掲示
米子市教育委員会

【採用職種・採用予定人員・職務内容】

試験区分	採用予定人員	職務内容
図書館事務員	1人程度	米子市立図書館の管理、運営及び経理事務などに従事します。

【受付期間】

令和2年2月3日（月） ～ 令和2年2月17日（月）

- ・土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・郵送による申込の場合は、2月17日までの消印のあるものに限り受け付けます。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
令和2年2月22日（土） （受付時間）8：30～8：50	米子市役所旧庁舎 3階603会議室 （米子市中町20番地） *詳しくは、応募者に別途お知らせします。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
図書館事務員	1人程度	米子市立図書館の管理、運営及び経理事務などに従事します。

2 受験資格

試験区分	資格
図書館事務員	パソコンの基本操作（文章作成や表計算ソフトへの入力等）ができる方。

上記のほか、次に掲げる地方公務員法第16条に該当する人は、受験することができません。

- ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
令和2年2月22日（土） （受付時間）8：30～8：50	米子市役所旧庁舎 3階603会議室 （米子市中町20番地） *詳しくは、応募者に別途お知らせします。

4 試験方法及び内容

区分	配点	試験の内容	解答時間
教養試験 （多肢選択式）	100点	図書館事務員として必要な一般的な知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験	60分
作文試験	100点	文章による表現能力についての筆記試験	60分
面接試験	200点	人柄などについての面接	

- 合格者の決定 ・合格者の決定は、教養試験、作文試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

5 申し込み受付期間

令和2年2月3日（月） ～ 令和2年2月17日（月）
<ul style="list-style-type: none">・ 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。・ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。・ 郵送による申込の場合は、2月17日までの消印のあるものに限り受け付けます。

6 受験手続

提出書類	<p>受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部</p> <p>○ 受験申込書及び自己紹介カードには、必要事項を記載のうえ、写真を貼付してください。</p>
受験票の交付	<p>申込者には、申込みの時に受験票を交付します。</p> <p>○ 郵送による申込者には受験票を郵送しますが、<u>2月20日までに到着しないときは、下記申込先に問い合わせてください。</u></p>
申込先	<p>米子市教育委員会事務局生涯学習課 〒683- 8686 米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎 4階 電話 (0859) 23-5442</p> <p>[郵送で申し込む場合]</p> <p>○ 封筒の裏に赤字で「受験申込」と書いてください。 ○ 返信用封筒を同封の上、返信用封筒に受取人の住所、氏名および郵便番号を記入し、84円切手を貼ってください。</p>

- 受理した提出書類は、返却しません。
- 詳しいことは、米子市教育委員会事務局生涯学習課にお尋ねください。

7 合格者の発表

区分	発表時期	発表の方法
最終合格者	2月下旬	合格者には、合格通知書を郵送により通知します。

(注) 最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

8 採用予定日・勤務条件

区分	内 容
採用予定日	令和2年4月1日
報 酬	報酬は、月額113,109円（高卒以下） 月額119,922円（短大卒） 月額128,438円（大学卒）です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務時間	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 ・1日の勤務時間は、午前8時30分から午後7時15分までの間で1日6時間が割り振られます。 ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に勤務する場合もあります。
任用期間	任用期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。 ・任期満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、採用日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。 ・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。
その他	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の適用があります。

○採用時までには報酬等、制度の改定があった場合は、それによります。